

## 2 競争政策

### 【問題意識】

これまで、当会議は、競争政策について、独占禁止法（昭和 22 年法律第 54 号）を中心とする競争ルールの強化とその厳正な執行について提言を行ってきたところであるが、その理由は規制改革の推進はルールに基づいた自由で公正な競争が行われる経済社会を実現していくという点で競争政策と同一の目標を有し、規制改革の推進と競争政策の強化は、我が国経済社会の構造改革を進めていく上での車の両輪であると考えからである。

このような観点から、今後とも規制改革の推進において、競争政策が果たす役割は引き続き重要なものであり、したがって、独占禁止法のエンフォースメント及びそれを支える公正取引委員会の体制の見直し・強化については、引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。

また、我が国の経済活動に公正かつ自由な競争をより一層導入していく上で、政府調達制度について見直しを行っていくことは、政府自らがその範を示すという点で是非とも必要である。特に、官公需制度については、官公需法（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号））に基づく中小企業者向け契約目標が中小企業者の受注の「機会」のみならず「結果」の確保になっているおそれがあると思われる。そのため、今後は、中小企業の競争力を高めるとともに、技術や意欲があり、創造的な事業活動を行う中小企業の育成に資するよう制度の位置付けを見直す必要があり、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 3 条に掲げられている基本理念と整合した運用が確保されるよう、上記目標の水準についての検討も含め、改善のための継続的な取組が必要である。

### 【具体的施策】

#### 1 独占禁止法のエンフォースメントの見直し・強化等

##### （1）措置体系の見直し等【平成16年中法案提出、一部逐次実施】

公正取引委員会は、標記についてこれまで検討を行ってきたところであり、本年10月には、同委員会の研究会の報告書として、刑事告発手続の見直し、課徴金算定率の引上げ・適用対象の拡大、課徴金減免プログラムの導入等について結論を取りまとめたところである。

近年における独占禁止法の重要性の増大にかんがみ、そのエンフォースメントを抜本的に強化して競争秩序の維持を図る観点から、これらのエンフォースメント強化策

の早急な実現を図るべきである。

なお、独占・寡占の弊害は参入が困難な場合には特に大きいことから、参入を阻止又は妨害する行為（以下「参入阻止行為」という。）に対しては、公正性を確保しつつも、できる限り迅速、効果的な対応を行うことにより競争を確保することが有効・妥当であると考えられる。このため、独占的、寡占的な市場における参入阻止行為に迅速、効果的に対応できるよう適切な方策を講ずるとともに、事業者に混乱が生じることのないよう、事業所管官庁と公正取引委員会が、それぞれの事業法による政策と独占禁止法に基づく政策との整合性を十分勘案しながら、密接な連絡調整を図るべきである。

さらに、事業法分野によっては、事業所管官庁が競争促進措置を講ずるに当たって、より専門的な見地や、より公平・中立的な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討すべきである。

## 2 公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化【平成 16 年度中に措置】

当会議は、これまで、独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制について、民間等の外部人材の受入れ、職員の抜本的な増強、標準的な審査期間の目標の設定・公表や客観的な評価の実施等、その見直し・強化及び透明性の確保を図るよう提言しており、また、企業結合に関する審査機能・体制についても、同様に、外部人材の受入れや審査人員の増加、標準的な審査期間の目標や明確な審査基準の策定・公表、事前相談手続の透明化等を提言してきたところである。

公正取引委員会は、昨年度以来、これらの提言の内容の一部は実施しているが、今後も更なる推進を図るべきである。

## 3 その他の事項

### (1) 情報開示制度のサービス分野への拡大等サービス業フランチャイズに関する環境整備【平成 16 年度中に措置、一部について早期に検討・結論】

景気低迷が続く中における有効な起業の手段として、「成功のパッケージ」として注目を集める「フランチャイズ・システム」を採用する企業群は、小売・外食・サービス業等の広範な分野において広がりを見せている。また、最近では小売業以外のフランチャイズ産業のウエイトが高まるとともに、流通・サービス分野における異業種間の融合が急速に進展している。

しかし、中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）は、中小小売商業の振興を目的とした法律であるため、同法に定める契約締結の際の情報開示、説明義務は、小売業以外の産業分野には適用されない。

今般、サービス業フランチャイズの健全な発展に向けた具体的な環境整備の在り方について検討を図るため、有識者等による研究会を開催し、平成15年7月に一定の結論を取りまとめたところである。

したがって、今後とも、フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等を通じた中小企業及びベンチャー企業の健全な発展を図るためにも、サービス業等の小売業以外のフランチャイズについて、研究会における提言を踏まえて、人材育成プログラムの策定、加盟者側の意識向上に資する情報発信の促進、本部に対する客観的評価の促進等について、関係省庁や業界が一体となって取り組むとともに、それらの施策の取組も踏まえて、契約締結時の情報開示等に関する制度整備について、引き続き検討を行い、サービス業フランチャイズの健全な発展に向けた総合的な環境整備の推進を図っていくべきである。

#### 4 政府調達制度の見直し

##### (1) 公共工事における入札契約の透明性、公正性及び競争性の確保・向上

###### 更なる取組の徹底・拡大【平成15年度中に措置、以降も逐次実施】

国土交通省直轄工事等において、指名業者の事後公表、単体参加ができる工事の拡大、工事費内訳書提出の全面的な導入に向けた取組等が進められているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、透明性、公正性及び競争性の確保向上の観点から更なる取組の徹底・拡大を図るべきである。

###### 第三者機関の設置の推進・機能強化等【平成15年度中に一部措置、以降も逐次実施】

現在、一般競争入札方式の拡大や総合評価落札方式の拡大等が推進されているが、それにより、事業者から例えば、1)一般競争入札の参加資格が認められないこと、2)総合評価落札方式における落札者の決定結果等についての苦情等が増加するものと予想される。こうした事業者からの苦情等については、透明・公正・中立な取組の下で処理することが、政府調達の透明性・公正性の向上のみならず、競争性の確保の観点からも重要である。

国や都道府県においては入札監視委員会等の設置が進んでいるが、国・地方公共団体を通じてこうした第三者機関の設置を一層推進すべきである。また、これに併せて、国において、同機関の機能を強化・拡大する等により、上記の苦情等を含む幅広い事項についての事業者からの申立てに対し、透明性を確保しつつ公正・中立に審議し、発注者に対し、調達手続の中断も含めた意見具申を行うことができる方

策についても検討すべきであり、その成果を地方公共団体にも周知するべきである。

一般・指名競争入札におけるランク制の運用改善【平成 15 年度以降逐次実施】

一般・指名競争入札におけるランク制は、特に地方公共団体による地域要件の設定と同時に運用された結果として入札参加業者数が著しく少なくなる場合等には、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであることから、そのような事態が生じている場合には、ランク制の運用の改善に取り組むべきである。

共同企業体結成の義務付けの見直し【平成 15 年度以降逐次実施】

受注の条件として共同企業体の結成を義務付けることは、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであり、したがって、国・地方公共団体の各発注者において、このような義務付けを大規模工事であって技術的難度の高い建設工事を除き原則として行うべきでないという指摘があることを踏まえ、その運用改善に取り組むべきである。

地方公共団体による地元業者の下請利用要請等の適正化【平成 15 年度以降逐次実施】

地方公共団体による地元業者の下請使用や地元産品利用の要請については、それが過度なものになり、競争制限的な効果を生まないよう、地方公共団体において、その運用の適正化を図るべきである。

## ( 2 ) 技術力を重視する新しい入札制度の導入・運用

V E ( Value Engineering ) ・総合評価落札方式の運用の見直し等【平成 16 年度中に措置、以降も逐次実施】

V E ・総合評価落札方式等の多様な入札制度の導入・運用状況、及びこれがもたらしている効果・影響について事例の収集・分析により検討し、より一層の拡大や方法の見直しを行うべきである。その際、いわゆる除算方式が原則とされ、加算方式は一部の物品調達の場合に限定されているが、加算方式がふさわしい場合に同方式の採用を拡大すること等も含め、調達の経済性や評価の透明性・公正性に留意しつつ、必要な場合には技術評価のウエイトを増加させるべきである。

公共工事の検査・監督等の外部委託の推進【平成 15 年度中に一部措置、以降も逐次実施】

技術力を重視する新しい入札制度の導入に際しては、発注側の職員にも技術的な

知識が要求される場所であるが、特に小規模な地方公共団体においては、そのような職員が不足しているという問題がある。したがって、国・地方を通じて導入を進める前提として、工事の検査・監督等の外部委託について、その実態についての調査を行うとともに、必要な場合には十分な技術力を持つ者への外部委託の一層の推進を図るべきである。

#### 工事成績の評価の推進・見直し【平成 16 年度以降逐次実施】

国土交通省直轄工事においては、公募型指名競争入札のうち詳細条件審査型一般競争入札において過去の工事成績を入札参加に反映させたり、指名競争の技術審査基準の工事成績の評価ウエイトを引き上げる等、工事成績を重視した競争入札の導入を行っているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、更なる取組の徹底・拡大を図るべきである。

なお、その際には、国や当該地方公共団体の実績だけが無い新規参入業者が不利にならないことを担保する必要があることから、同等の技術力を要求されると考えられる民間や他の地方公共団体での実績はできる限り同等に扱う必要がある。そのため、国・地方公共団体を通じた工事成績の評価の基準の共通化に向けて、早急に取り組むべきである。

#### 民間技術提案の更なる活用【平成 16 年度中に措置、以降も逐次実施】

総合評価方式は、競争入札の枠組みの中で価格以外の要素も含めた多様な評価基準により契約者を選定しようとするものであるが、あらかじめ発注者が仕様を決めて入札に付すよりも事業者の発意による技術提案を積極的に活用することが適当な案件については、入札の過程で、複数の事業者に提案を行わせ、発注者がそれぞれの事業者と個別に交渉を行うことを通じて契約者を選定する方が経済的に最も価値の高い調達を行い得る場合があると考えられる。このような制度は、「政府調達に関する協定」(平成 7 年条約第 23 号)第 14 条で認められており、米国において既に導入されているほか、欧州においても導入が進められている。したがって、我が国においても、それがふさわしいと考えられる場合には、手続の公正性、透明性及び経済性に留意しつつこのような方式を採用すべきである。

### (3) 官公需施策、分割発注、地域要件

官公需施策・中小企業者向け契約目標の在り方の見直し【平成 15 年度中に検討開始、平成 16 年度中に結論】

「規制改革推進 3 か年計画 (再改定)」及び「経済財政運営と構造改革に関する

基本方針 2003」においては、官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」(閣議決定)における中小企業者向け契約目標について、政府調達公正性と経済合理性や効率的な予算執行の確保といった点を十分踏まえて、その在り方を検討することとされているところである。

したがって、上記「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく官公需施策については、政府調達公正性と経済合理性や効率的な予算執行の確保といった視点を十分踏まえて、中小企業の競争力を高めるとともに、技術や意欲があり、創造的な事業活動を行う中小企業の育成に資するよう、その在り方の見直しを検討し、特に、「中小企業者向け契約目標」については、上記の視点・観点からその数値設定の在り方の見直しを検討すべきである。その際、中小企業の競争的な体質を弱めかねない運用を排除する観点から、契約目標の数値設定の在り方を検証し、経済合理性を勘案せずに単に中小企業に受注させることのみを目的とするような発注を回避しつつ幅広い範囲の企業の参入を促すような競争促進に資する新たな指標の導入も含めて検討し、これを踏まえて、発注者においても理由の公表等を通じて分割発注に関する透明性を向上させ、経済合理性の無い分割発注の実施の禁止を徹底する方向で検討すべきである。

#### 分割発注の運用改善【平成 15 年度以降逐次実施】

分割発注が、政府調達公正性・経済合理性に反する形で恣意的に実施されることのないよう、国において、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく官公需施策の在り方についての検討を踏まえて、例えば、これを実施する場合についての明確な基準の策定等についての検討を行うべきである。また、実施した場合の理由の公表についても、上記官公需施策の在り方についての検討を踏まえ実施すべきである。また、地方公共団体においても同様の取組が実施されるよう要請すべきである。

#### 地域要件設定の運用改善【平成 15 年度以降逐次実施】

地域要件については、多数の地方公共団体が設定している中、特定の地方公共団体だけがこれを廃止することは、当該地方公共団体の入札には周辺地域の事業者が参加できるが、その逆はできないという一方的な状況を生じさせてしまうことが懸念される。

したがって、地域要件の設定が、過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方についての基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に対して周知すべきである。また、地域要件設定の理由の公表については、早急に実施するよう要請すべきである。

#### (4) 発注者による厳正な対処等【平成 15 年度以降逐次実施】

##### 発注者による措置の強化

一部の国等の機関においては、入札談合等の不正行為があった場合の違約金特約条項を設けているところであるが、発注者による損害賠償請求がこれまで必ずしも積極的に行われているとは言えないことを踏まえると、国の公共工事全般にこれを拡大することは、発注者による損害の回復を容易にするとともに、不正行為を抑止する観点から望ましいものと考えられる。そのため、国において、違約金特約条項の性格及びその導入促進方策についての考え方の整理を行うべきである。また、地方公共団体に対して国の取組を周知し、さらに、違約金特約条項導入の状況について全国状況の調査・公表を行うべきである。

また、指名停止基準の策定及び公表について、地方公共団体に対し積極的な要請を行うこととすべきである。

##### 公正取引委員会との連携強化

発注者から公正取引委員会に寄せられる談合情報は、近年増加傾向にあるが、これについては、公正取引委員会が審査手続等において証拠として用いることができる情報が少ない等、必ずしも入札談合事件の摘発につながらないケースがあるとの指摘がある。

したがって、引き続き、国の発注者と公正取引委員会との間、また、地方公共団体と公正取引委員会の間における入札談合に係る情報の取扱い方について協議するなど連携を強化すべきである。

#### (5) その他

長期継続契約の対象範囲の拡大【地方自治法の改正について次期通常国会に提出、国庫債務負担行為の設定について平成 15 年度中に措置、以降も逐次実施】

事務機器や情報機器のリース契約等（これら機器の保守を含む。）については、電気・ガスの契約等と同様に官庁や地方公共団体が存在する限り必要な契約であることから、その契約形式についても同様に長期継続契約によるべきであり、単年度契約を繰り返すことは合理的ではないとの指摘がある。

したがって、これらのリース契約等の在り方を改善する観点から、地方公共団体における長期継続契約の対象範囲を定める地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正をする方向で検討が進められているところであるが、これを着実に実施すべき

である。また、事務機器等のリース契約については、契約の期間及び債務の額が予め確定できるなど、国庫債務負担行為を設定することにより対応できる場合もあることから、国においては、購入する場合や単年度貸借借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、単年度契約を繰り返すという無駄を見直す観点からも、国庫債務負担行為を設定して複数年度にわたる貸借借契約を締結すべきであり、この運用結果を踏まえて、さらに必要がある場合には、制度の見直しが可能かどうかについての検討をすべきである。